**投票は　未来を創る　意思表示**

**第27回参議院議員通常選挙**

あなたの投じる一票が、日本の明るい未来につながります。

満18歳以上の人は、棄権することなく、清く正しい一票を投じましょう。

詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

問い合わせ　選挙管理委員会事務局 電話23-9124

**投票日時**　7月20日（日曜日）　7時から19時まで

※鳴子温泉地域は18時までです。

**投票所**　入場券に記載された投票所を確認してください

**開票日時**　同日　20時45分から

**開票所**　タカカツアリーナ大崎（古川総合体育館）

**投票区および投票所の変更について**

以下のとおり投票区および投票所が変更となりますので、注意してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **地域** | **変更後** | | **変更前** |
| 古川地域（※） | 南町南行政区 | 古川第4投票区　古川保健福祉プラザ（fプラザ） | 古川第5投票区　旧古川たんぽぽ保育所 |
| 南町西行政区 | 古川第5投票区（旧第6投票区）　栄町集会所 |
| 古川南新町行政区 | 古川第6投票区（旧第7投票区）　古川南部コミュニティセンター |
| 鳴子温泉地域（※） | 鳴子第4投票区　川渡地区公民館 | | 鳴子第5投票区  向山集会所 |
| 鳴子第7投票区（旧第8投票区）  オニコウベリフレッシュセンター | | 鳴子第9投票区　寒湯生活改善センター |
| 田尻地域 | 田尻第3投票区　田尻総合支所 | | 田尻第3投票区  沼部公民館 |

※上記の変更により、古川第6投票区から古川第32投票区まで、および鳴子第6投票区から鳴子第8投票区までの投票区番号が1つずつ繰り上がります。

**大崎市で投票できる人**

　年齢が満18歳以上（平成19年7月21日以前に生まれた人）で、大崎市に令和7年4月2日以前から居住する、大崎市の選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

　令和7年4月3日以降に大崎市に転入の届け出を行った人は、前の市区町村で投票してください。

**市内で転居した人**

6月11日以前に転居の届け出をした人は、転居先の住所で投票してください。

6月12日以降に転居の届け出をした人は、前の住所地の投票所で投票してください。

**投票の種類**

　「選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2つの投票を行います。初めに、参議院選挙区選出議員選挙の候補者名を記入して投票します。次に、参議院比例代表選出議員選挙の名簿登載者名または政党名を記入して投票します。

**投票所入場券の発送**

投票所入場券は、6月30日をめどに順次発送します。届いたら記載された内容をよく確認してください。配達の都合により、同じ世帯員でも別々に届く場合があります。

なお、入場券がなくても受け付けが可能です。紛失、または忘れた場合は、投票所の係員に申し出てください。

**選挙公報の配布**

候補者の氏名・経歴・政見などを記載した選挙公報を、7月18日（金曜日）までに行政区長を通して各世帯に配布します。

**代理投票・点字投票**

体の不自由な人や字を書くことが困難な人のための「代理投票制度」や、目の不自由な人のための「点字投票制度」があります。利用したい場合は、投票所の係員に申し出てください。

**不在者投票制度**

投票日当日に、次のいずれかに該当する人は、不在者投票ができます。

**▶出張・旅行などで大崎市以外に滞在している場合**

7月4日（金曜日）から7月19日（土曜日）まで、滞在先の市区町村で投票ができます。希望する場合は、大崎市選挙管理委員会に、投票用紙などの必要書類を早めに請求してください。

請求は、選挙管理委員会事務局（〒989-6188 古川七日町1番1号　市役所本庁舎4階）窓口、郵送または大崎市公式LINEで行えます。

**▶病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合**

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票指定施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホームなどの施設内で不在者投票ができます。不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院・入所している施設に、不在者投票を行いたい旨を申し出てください。

▶**障がいのある人が郵送で投票する場合**

体に重度の障がいがある人などが、郵送で投票を行う場合は、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月16日（水曜日）17時（必着）までに所定の様式で投票用紙などの請求をしてください。

**期日前投票制度**

期日前投票は、投票日当日に用事などで投票所へ行くことができない人が投票日の前日までに投票することができる制度です。

　投票日当日に投票所に行けない旨を申し立てるとともに、その申し立てが真正であることの「宣誓書」を提出して投票することになります。投票所入場券の裏面が「宣誓書」になっていますので必要事項を記入の上、持参してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **期日前投票所** | **期間** | **時間** |
| 市役所本庁舎1階市民交流エリア屋内広場（パタ崎さん）  （古川七日町1-1） | 7月4日（金曜日）～19日（土曜日） | 8時30分～20時 |
| 各総合支所 |
| 大崎生涯学習センター（パレットおおさき）  （古川穂波3-4-20） | 7月15日（火曜日）～19日（土曜日） | 9時～19時 |
| 鬼首基幹集落センター  （鳴子温泉鬼首字原43-1） | 7月17日（木曜日）・18日（金曜日） | 8時30分～17時 |

※全ての期日前投票所で投票ができますが、会場によって投票できる期間や時間が異なりますので、注意してください。

地図：市役所本庁舎周辺マップ

**日曜窓口を休止します**

　7月20日（日曜日）は「参議院議員通常選挙」により、市役所内および会場周辺の混雑が予想されるため、日曜窓口を休止します。

　マイナンバーカードを持っている人は、コンビニエンスストアで住民票・印鑑証明・税証明の取得が可能です。詳しくは、市ウェブサイトを確認してください。

問い合わせ　市民課証明担当 電話23-6079